

1. 幼稚園(新制度未移行)・国立大学付属幼稚園・特別支援学校幼稚部

- ・月途中で利用終了の場合の限度額 : $2.57 \text{万円} \times \text{退所日までの平日開所日数} \div \text{その月の平日開所日数}$
- ・月途中で利用開始の場合の限度額 : $2.57 \text{万円} \times \text{入所日以降の平日開所日数} \div \text{その月の平日開所日数}$

注) 開所日数について、夏休みなど長期休業中の場合は、園児に対する教育課程の活動を行っていないとしても、職員が勤務しているなど閉所していない日数を含む。

注) 国立大学付属幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚部は月額400円

2. 幼稚園・認定こども園・国立大学付属幼稚園・特別支援学校幼稚部の預かり保育

- ・月途中で利用終了の場合の限度額 : $450 \text{円} \times \text{幼稚園等退所日までの預かり利用日数} \dots \text{A}$
さらに認可外保育施設等が利用可能な場合は、
($1.13 \text{万円} \times \text{居住しなくなった日までの日数} \div \text{その月の日数}$) - **A** を加算
- ・月途中で利用開始の場合の限度額 : $450 \text{円} \times \text{幼稚園等入所日以降の預かり利用日数} \dots \text{B}$
さらに認可外保育施設等が利用可能な場合は、
($1.13 \text{万円} \times \text{転居先での認定日からの日数} \div \text{その月の日数}$) - **B** を加算

3. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業

これら施設・事業は、月額上限額の範囲内で複数利用が可能のため、日割り計算が必要になるのは、月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合である。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額 : $3.7 \text{万円} \times \text{居住しなくなった日までの日数} \div \text{その月の日数}$
- ・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額 : $3.7 \text{万円} \times \text{転居先での認定日からの日数} \div \text{その月の日数}$

日割りの日数は、施設等利用給付認定の期間内であることが条件